



子ども霞が関見学デーにおいて子ども達と懇談する竹中大臣（8月25日）と伊藤副大臣（8月26日）
→[P.9](#)に関連記事

目次

【トピックス】

- 「平成15年度実績評価書」、「平成16年度事業評価書」及びそれらの要旨の公表について・・・2
- 「平成17年度 税制改正要望」について・・・3
- 平成17年度機構・定員及び予算要求の概要について・・・4
- 初等中等教育段階における金融経済教育に関するアンケート結果の公表について・・・6
- オーストラリア証券投資委員会との証券分野の情報交換取極の署名について・・・8
- 子ども霞が関見学デーについて・・・9

【研究室から】

- 間接保有証券のクロス・ボーダー取引における準拠法等に関する問題点について
ーハーグ間接保有証券の準拠法に関する国際条約の批准問題を契機にー・・・10

【ピックアップ：中小企業金融】

- ☆ 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の策定について
(第4回：「検査部局等との連携」及び「行政指導等を行う際の留意点」)・・・15

【金融ここが聞きたい!】・・・17

【金融便利帳】

- 今月のキーワード：金融検査・・・18

【お知らせ】・・・20

【8月の主な報道発表等】・・・22



【トピックス】

「平成15年度実績評価書」、「平成16年度事業評価書」及び それらの要旨の公表について

1. はじめに

金融庁においては、平成14年4月に施行された「行政機関が行う政策の評価に関する法律」の趣旨を踏まえ、政策評価の実施を通じて、

- ① 国民に対する金融行政の説明責任（アカウンタビリティ）を徹底すること
- ② 国民本位の効率的で質の高い金融行政を実現すること
- ③ 国民的視点に立った成果重視の金融行政を実現すること

を目指しています。

これまで、金融庁においては、政策評価に係る基本計画や実施計画などを策定の上、政策評価に鋭意取り組んでおり、実績評価に関しては、一昨年、昨年とそれぞれ平成13年度（13年7月～14年6月）及び14年度（14年7月～15年6月）を対象とする実績評価書を作成・公表しました。また、事業評価（事前評価）に関しては、政策評価をより一層予算に活用する観点から、昨年、平成16年度に予算措置を伴う事業のうち新規あるいは拡充を予定している主なものを対象とする事業評価書を初めて作成・公表しました。

2. 平成15年度実績評価書の内容

今回は、平成15年度（15年7月～16年6月）を対象とする政策評価実施計画に定めた36の政策について、実績評価を実施しました。

具体的には、36の政策について予め目標を定め、それぞれ目標の達成に向けて行った業務内容等を分析し、各政策の評価を行うとともに、評価結果がわかり易くなるよう、パターン化した基本類型を参考に、政策毎に「端的な結論」を付しています。

3. 平成16年度事業評価書の内容

今回は、情報等の分野の事業で、平成17年度に予算措置を伴う事業のうち新規あるいは拡充を予定している主なものを対象に、昨年と同様、事業評価を実施しました。

事業評価の実施に当たっては、事業の目標、目的及び内容を明らかにするとともに、必要性、有効性、効率性の観点から評価を行っています。

※ 「平成15年度実績評価書」、「平成16年度事業評価書」の要旨の公表について、詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表など」から「[「平成15年度実績評価書」、「平成16年度事業評価書」及びそれらの要旨の公表について](#)」（平成16年8月31日）にアクセスしてください。



「平成 17 年度 税制改正要望」について

去る 8 月 31 日、金融庁から「平成 17 年度税制改正要望」を財務省及び総務省に提出しました。
本年の税制改正要望は、「多様な投資家の市場参加を促進する」、「金融と企業の再生を推進する」との二本の柱を中心に要望を行っています。

(1) 多様な投資家の市場参加を促進する税制

多様な投資家の市場参加を促進する税制については、引き続き「貯蓄から投資へ」の流れを推進するとともに、効率的で競争力のある証券市場を構築する観点から、

- ① 「貯蓄から投資へ」の転換を促進するため、現行の上場株式等や公募株式投資信託の譲渡益等に対する 10%の軽減税率の適用機関の延長や対象範囲の拡大
- ② 金融商品課税の一体化を推進するため、株式、株式投資信託、公社債・公社債投資信託、先物・オプション、預金等の各種金融商品からの収益と損失について幅広く損益通算を可能とすること
- ③ 金融資本市場における円滑な取引を確保するため、非居住者等が保有する振替国債の利子非課税制度に係る手続の簡素化等を要望したところです。

(2) 金融と企業の再生を推進する税制

金融と産業の再生を推進する税制については、より強固な金融システムを構築するとともに、これに併せて企業再生を円滑に推進する観点から、

- ① 強固な金融システムを構築するため、昨年度に引き続き、金融機関について、
 - ・ 貸倒れに係る無税償却・引当の範囲拡大
 - ・ 欠損金の繰戻還付の凍結解除・期間延長
 - ・ 欠損金の繰越控除の期間延長の三点を一体として実現すること
- ② 企業再生の円滑化を図るため、企業再生プランを策定する際に生じうる再生企業側における債務免除益課税を抑制する税制措置等を要望したところです。

※ 平成 17 年度税制改正要望について、詳しくは金融庁ホームページの「報道発表など」から、[「平成 17 年度 税制改正要望」について](#)（平成 16 年 8 月 26 日）にアクセスしてください。



平成 17 年度機構・定員及び予算要求の概要について

1. はじめに

金融を巡る内外の情勢変化に適切に対応し、金融庁の任務を引き続き的確に果たすため、強固で活力ある金融システムの構築、金融実態に対応した取引ルール等の整備とその下での利用者の安心の確保など、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004」（6月4日閣議決定）に盛り込まれた諸施策等を迅速かつ確実に実施するために必要な機構・定員及び予算の要求を行っています。

2. 機構・定員要求の内容

金融庁としては、平成 17 年度機構・定員要求においては、「金融・証券市場の利用者の安心の確保」、「実効性、効率性の高い検査・監督体制の整備」、「ルール整備等の法務体制の充実強化」及び「国際関係業務の充実強化」の四つを体制整備の重点化項目としています。

(1) 金融・証券市場の利用者の安心の確保

金融・証券市場に対する信頼を高め、金融・投資サービスを安心して利用できる環境を整備するため、平成 17 年 4 月の「証券取引法等の一部改正する法律」の施行に伴う課徴金制度の導入をはじめ、利用者相談体制の充実強化、外国為替証拠金取引等の新たな金融商品への対応等のために必要な体制を整備することとしています。

(2) 実効性、効率性の高い検査・監督体制の整備

金融機関を取り巻く環境の変化に適切に対応するため、実効性、効率性の高い検査の実施、地域金融機関に対する監督体制の充実強化等のために必要な体制を整備することとしています。

(3) ルール整備等の法務体制の充実強化

金融実態に対応した取引ルールの整備等を推進するため、投資サービス法制の検討、訴訟等への対応等のために必要な体制を整備することとしています。

(4) 国際関係業務の充実強化

金融のグローバル化に対応し、諸外国の金融当局との連携強化、国際的なルール策定への積極的な参画等のために必要な体制を整備することとしています。

これらの体制整備のため、総務企画局 50 人、検査局 35 人、監督局 34 人、証券取引等監視委員会 76 人、公認会計士・監査審査会 5 人、総計 200 人の増員要求を行っています。



(参考) 平成 17 年度定員要求

	16 年度末定員	計画削減等	17 年度増員要求	16 年度増員要求 (増員数)
総務企画局	260	▲2	50	17 (11)
検査局	478	▲3	35	50 (22)
監督局	187	▲1	34	23 (17)
小計	925	▲6	119	90 (50)
証券取引等 監視委員会	237	▲7	76	45 (23)
公認会計士・監査 審査会	40	—	5	70 (37)
本庁・監視委・審査会計	1,202	▲13	200	205 (110)

3. 予算要求の内容

平成 17 年度予算要求については、既定予算の徹底した見直しを行った上で、新たな行政需要に対応するための定員の増員に伴う経費の他、機動的な検査・監視の実施、海外当局との連携強化等に必要経費を織り込み、総額で約 197 億円（対前年度比 14.2%増）の要求を行っています。

なお、預金保険機構に係る政府保証枠については、金融システムの安定を引き続き揺るぎないものとするため、これまでと同様の考え方で、58 兆 1,500 億円を要求しています。

※ 今回の機構・定員及び予算要求について、詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表など」から [「平成 17 年度機構・定員及び予算要求について」](#)（平成 16 年 8 月 26 日）にアクセスしてください。



初等中等教育段階における金融経済教育に関する アンケート結果の公表について

金融庁は、「初等中等教育段階における金融経済教育に関するアンケート」を実施し、その結果を8月31日にホームページに掲載しました。

このアンケートは、各都道府県の小学校、中学校及び高等学校（各470校）を対象に、金融経済教育に係る意識、取組状況及び金融庁への要望等の実態を調査（平成16年6月25日～8月10日）し、今後金融庁が取り組むべき施策の参考とすることを目的としたものです。

調査結果の主な内容を見ると、

- (1) 金融経済教育の重要性を認識し、今後同教育を行っていききたいとする学校が多数を占める一方、金融経済教育について特色ある授業実践例を持つ学校は少ない、
 - (2) 金融庁がホームページに掲載している中・高校生向けの副教材については、認知度がまだ不十分で、印刷・製本して配布することなどへの要望が強い、
 - (3) 金融経済教育に係る金融庁への意見等としては、文部科学省をはじめ教育行政機関などとの連携強化を求める声が強い一方、児童・生徒に理解できるような金融に関する情報提供、金融経済教室の開催、教師向けの研修会の開催など要望が強い、
- といった結果になっています。

【調査結果のポイント】

- ① 金融経済教育についてどのように考えるか
小、中、高とも、「重要でありかつ必要である」という回答が最多
小学校57%、中学校75%、高校81%
- ② 今後、金融経済教育をどのように行いたいか
「積極的に行っていききたい」：小学校6%、中学校19%、高校29%
「必要に応じて行っていききたい」：小学校88%、中学校78%、高校69%
- ③ 英米に比べて我が国で金融経済教育にまとまった授業時間が充てられない要因
要因として最も多くあげられたのは、
小学校：「学習指導要領での扱いが異なるため」50%
中学校：「教科書等に関係事項の記載が少ないため」44%
高 校：「社会における金融経済教育に対する必要性の認識が異なるため」44%
- ④ 金融経済教育の特色ある授業実践例を持っているか
小中高とも「持っていない」という回答が9割以上。
- ⑤ 金融経済教育の授業で何を活用しているか
「教科書のみ」：小学校46%、中学校31%、高校20%、
「教科書以外も活用」：小学校47%、中学校68%、高校79%
小、中、高とも、教科書以外で最も活用されているのは「副読本や資料集など」
(小学校74%、中学校75%、高校86%)。



⑥ 金融庁ホームページの副教材について

金融庁ホームページに掲載している、中学生及び高校生を主な対象とした副教材「インターネットで学ぼう わたしたちの暮らしと金融の動き」については、「これまで知らなかった」という回答が小、中、高とも6割以上。

改善すべき点としては、「印刷・製本して配布して欲しい」（高校で13%）、「本副教材を活用した授業実践例を示して欲しい」（中高校で10%）等。

⑦ これまでの金融庁の金融経済教育に関する取組みについて

「ほとんど知らない」という回答が過半数（小学校で最も認知度が低い）。

「この程度で十分である」という回答は小学校で12%、中高校で30%前後。

⑧ 金融経済教育の一層の推進を図るための金融庁の施策の方向

「文部科学省をはじめ教育行政機関との連携を強化すべきである」：

小、中、高とも70%前後。

「関係の教科教育研究団体との連携を図っていくべきである」：同20%前後。

⑨ 金融経済教育に関する金融庁への意見

小、中、高とも、「児童・生徒に理解できるような金融に関する消費者保護策などの情報を積極的に提供して欲しい」という回答が50%前後で最多。

次いで小学校では「租税教室と同様、金融経済教室を開催してほしい」が23%、中、高校では「教師に対し、金融経済の研修会などを主催して欲しい」が14%、23%。

金融庁としては、これまでも、ホームページを通じた情報提供、副教材やパンフレットの作成・配布、シンポジウム・懇談会の開催など、金融経済教育について種々の取組みを行ってきたところですが、今回のアンケート結果も参考に、今後、初等中等教育段階における金融経済教育の推進に引き続き積極的に取り組んで参ります。

※ 初等中等教育段階における金融経済教育に関するアンケートの公表について、詳しくは金融庁ホームページの「報道発表など」から、[「初等中等教育段階における金融経済教育に関するアンケートの公表について」](#)（平成16年8月31日）にアクセスしてください。



オーストラリア証券投資委員会との証券分野の 情報交換取極の署名について

五味長官は、9月3日にオーストラリアのシドニーを訪問し、オーストラリア証券投資委員会（ASIC）のルーシー委員長とともに、金融庁とASICとの間における証券分野の情報交換の枠組みを設ける文書（証券分野の情報交換取極）に署名しました。



五味長官（左）とルーシー委員長

証券取引がグローバル化する中で、各国の証券市場を適切に監督・監視するために、各国の証券規制当局がクロスボーダーの不正取引活動等に関する情報を共有することが重要になってきています。

このような観点から、金融庁は、これまで、中国の証券監督管理委員会（CSRC）（平成9年3月）、シンガポールの通貨監督庁（MAS）（平成13年12月）、米国の証券取引委員会（SEC）及び商品先物取引委員会（CFTC）（平成14年5月）との間で、証券分野の情報交換の枠組みを設けてきました。

今回のASICとの間の合意は、4か国目の情報交換枠組みになり、昨年7月の日豪首脳会談の際に両首脳間で署名された合意文書を具体化するものの1つです。同国の証券市場はアジア・太平洋地域有数の市場規模を誇るほか、金融庁とASICは、IOSCO（証券監督者国際機構）等の国際的な場において密接な協力関係にあります。

今回の情報交換枠組みの構築によって、インサイダー取引や株価操縦のような不正取引活動を監視するため、市場における取引に関する情報、特定の取引注文を出した者の属性に関する情報や証券会社に関する情報等を、必要に応じて相互に提供することとなり、両国の証券市場の公正性・透明性の確保に寄与することになります。

金融庁としては、今後とも、主要な証券市場を有する国・地域との間で、こうした情報交換のネットワークを構築するよう、努力する考えです。



子ども霞が関見学デーについて

去る8月25日と26日の2日間、金融庁において「子ども霞が関見学デー」が開催されました。「子ども霞が関見学デー」とは、夏休み中の小・中学生の子どもたちに広く社会を知る体験活動の機会として、中央省庁等が業務説明や職場見学などを通じて、中央省庁等が行っている仕事に対する理解を深めてもらうことを目的に、文部科学省が主催しているものです。金融庁としても、この機会にあわせて暮らしの中の金融の動きや金融庁の仕事について理解を深めてもらうことを目的とし、参加・協力をしました。

見学デー当日（25日、26日）は、参加者募集の抽選に当選した37名の小中学生及び保護者が来庁し、広報室長から金融庁の業務について説明を受け、その後、竹中大臣、伊藤副大臣と大臣室、副大臣室において懇談し、それぞれ記念撮影を行いました（伊藤副大臣は26日のみ）。懇談では、子どもたちから、大臣・副大臣の生活についての質問や大人顔負けの経済問題に関する質問など多岐に渡る質問が出ました。そのほか、子どもたちは庁内の見学を行い、記者会見室において会見者（金融担当大臣）になったつもりで会見席に座り、記念撮影を行いました。

見学デー終了後に行ったアンケートにおいては、「大臣、副大臣に会うことができよかった」「金融庁の仕事に興味を持つことができた」「また見学したい」などの感想が寄せられました。

また、子ども霞が関見学デーでは、参加省庁においてスタンプラリーを実施しており、金融庁においても、合同庁舎四号館正面ロビーにスタンプを設置しました。見学デーの当日は、小中学生が四号館を訪れて、この日のために用意された「霞が関子ども旅券」に金融庁のスタンプを押していきました。

今回金融庁は、初めて「子ども霞が関見学デー」に参加しましたが、参加者募集の応募の段階で当日参加者の倍以上の応募があるなど金融庁に対する関心の高さがうかがえました。来年は、今年以上に子どもたちに金融の動きや金融庁の仕事について興味を持ち、理解を深めてもらえるよう、より良いものにしていきたいと考えています。



【研究室から】

間接保有証券のクロス・ボーダー取引における 準拠法等に関する問題点について

－ハーグ間接保有証券の準拠法に関する国際条約の批准問題を契機に－

金融庁総務企画局政策課
金融研究研修センター研究官

杉浦 宣彦

J Pモルガン・チェース銀行
インベスター・サービス
ヴァイスプレジデント

橋本 信仁

現在、ハーグ間接保有証券の準拠法に関する国際条約の批准に関する議論が、法制審議会等で行なわれ、この秋には、この問題をめぐる国際シンポジウムの開催も予定されている。しかし、わが国においては、この間接保有証券の制度や仕組み、さらには、証券等のクロス・ボーダー取引が拡大により、現在、国内外の証券会社や銀行での保護預り証券に相当量の外国証券があるにも関わらず、それらにかかわる幾つかの問題、とりわけ準拠法の問題等については、実務界においてもあまり議論がなされてこなかった。本稿では、これらのポイントを実務家的な視点で鳥瞰し、現在、わが国が抱える問題を明らかにしたい。

1. 間接保有証券制度について

昨今、日本を含めた海外主要各国では、膨大な証券決済の事務量を効率的に処理するために、積極的に証券決済改革が進められている。そこでは、そういった証券のペーパーレス化および証券の保管・振替において集中保管機関を利用した、いわゆる“間接保有証券”制度が普及している。

この間接保有証券制度は、証券のペーパーレス、振替決済による権利移転、口座管理機関の階層構造という3つのコンセプトの上に成り立っている。

(1) 証券のペーパーレス

間接保有証券制度では、権利を表彰する証券を個々の決済毎に受渡を行うのではなく、集中保管機関が証券を保管し（もし、証券が存在していれば）、発行者が管理する帳簿では、いったん集中保管機関が形式的に権利者として記録される。個々の証券を集中保管機関に混蔵寄託することで不動化し、発行段階では証券が発行されるが証券自体は流通させない仕組みとするケース（不動化）、券面が一枚の大券として発行され集中保管機関に寄託されるケース（大券化）、券面そのものは発行せず集中保管機関（この場合には、保管という概念はそぐわないが）における帳簿上の振替のみをもって証券の権利移転を可能とするケース（無券面化）が存在する。

不動化の典型は、日本の証券保管振替機構における株式決済、アメリカのDTCにおける株式決済が挙げられ、大券化はドイツのClearstreamの株式、無券面化は、フランスのEuroclear Franceの証券決済等が挙げられる。

また、日本の社債等振替法ならびに本年6月に国会で可決された株券の無券面化に関する法案は無券面化に属するものである。



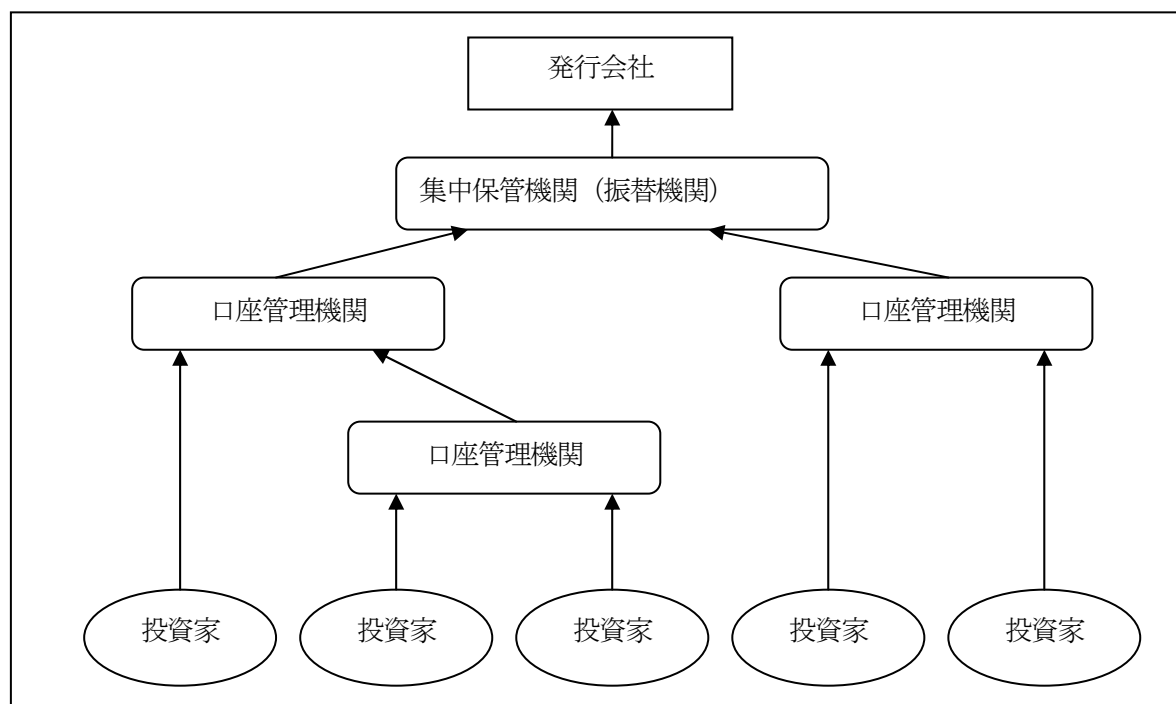
(2) 振替決済による権利移転

集中保管機関の参加者である口座管理機関に備えつけられた帳簿上での記帳・記録のみをもって、権利移転の効果を発生させる仕組みであり、ブック・エントリー・システムとも呼ばれる。日本の社債等振替法においては、権利移転は、振替口座簿上の振替が効力要件とされ（譲渡 73 条・質入 74 条）、振替口座簿の記録には、権利推定効が認められており（76 条）、証書のように善意取得も認められている（77 条）。

(3) 口座管理機関の階層構造

集中保管機関（“振替機関”）の下に振替機関に口座を有する金融機関等が位置し、さらにそれらの金融機関等の下には、当該金融機関の顧客である投資家や、振替機関に直接口座を有さず上位の金融機関等に開設した口座を通じて証券決済を行う金融機関等が存在する。個々の投資家は自らが取引する口座管理機関に証券口座を有し、その投資家の権利は当該口座管理機関の帳簿に記録される。一般にそうした個々の投資家の権利が表れるのは、当該金融機関が直接口座を有する直面する口座管理機関のみである。当該口座管理機関は自己の上位に位置する口座管理機関に口座を有し、そうした上位の口座管理機関の帳簿では、個々の投資家の名前ではなく当該口座管理機関の名前（顧客預かり口）で当該証券の保有等の記録がなされる。同様のことが更に上位の金融機関との関係で繰り返され、振替機関が管理する帳簿にいきつく。このように階層構造をなした帳簿上の振替をもって、間接保有証券制度の下では証券の権利は移転する仕組みとなっている。

（口座管理機関の階層構造については以下の表を参照。）



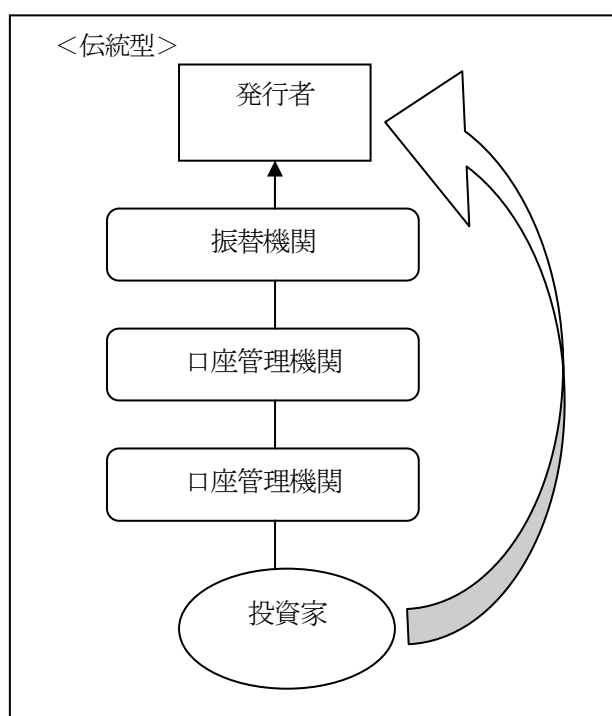
2. 間接保有証券制度の法的構成について

間接保有証券制度においては、その法的構成を、1) 特に発行者との関係で、従来の法的枠組みの中で発展してきた伝統的な法律構成を維持しようとする仕組み（伝統型：日本等大陸法系に見られる）と、2) アメリカのUCC第8編に代表されるような全く新しい法律構成を行う仕組み（セキュリティ・エンタイトルメント型）に区別することが出来る。



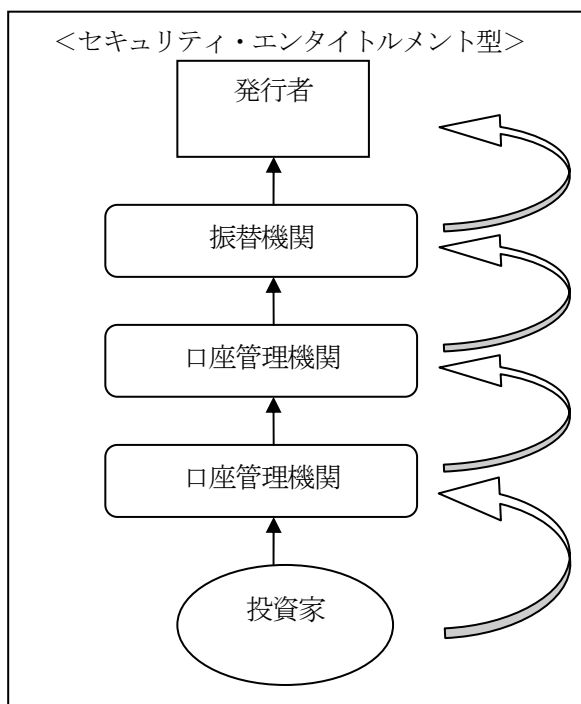
森下助教授の論考¹によると、この伝統型とセキュリティ・エンタイトルメント型には以下のような差異があるとされる。すなわち、伝統型では、投資家と発行体との間に直接の債権債務関係を認め、権利の移転に関するルールも口座の記載を証券の占有や交付と擬制するものである。抵触法レベルでの伝統的な考え方は、証券所在地法を適用しようとする。その一方、これに対しセキュリティ・エンタイトルメント型では、権利関係を階層毎に分断して考え、投資家の権利を発行体に対する債権として把握することに止め、単に口座管理機関に対する債権的権利と物権的権利の合成されたものとして構成されている。抵触法レベルでも階層毎に分断が図られており、口座への記帳により投資家が有する権利の性格や、その権利の移転等は権利の記帳がされている口座を管理する口座管理機関の所在地を基準として決定される、とする。

表：伝統型とセキュリティ・エンタイトルメント型の差異



¹ 森下哲朗 「国際証券決済法制の展開と課題」上智法学論集 第47巻 第3号 (2004年) 209頁以下。森下論文は、諸外国の国際証券決済制度の紹介をしつつ、現在、国際的な証券決済取引が抱える法的問題点をコンパクトに、だが、適確に指摘されている。本稿における幾つかの海外法制に関する記述についてもこの論文から確認した部分も多く、さらなる詳細な法的論点について触れたい読者は、是非、この論文にあたっていただきたい。





3. 日本での現状認識ならびに取り組むべき課題

アメリカのUCC第8編のように口座管理機関の階層毎に権利関係を分けて規律する法制では、口座管理機関の連鎖が海外に及んでいるケースでも階層毎個別に権利関係を決着していけばよい。一方、日本やドイツでは、証券の保有に関するすべての関係者が同一国内に存在している国内取引では問題ないが、外国の振替機関で保管されている外国証券では、どの準拠法をもって権利関係を決着するのか不明確であり、法的に不安定な状態となる。ドイツにおいては、この問題を解決するために国内での証券保管とは違う法律体系を外国証券の保管に用意している²。

しかしながら、日本においては、未だに間接保有証券制度ならびに準拠法が不明確なために生じるリーガル・リスクに対する認識は極めて低いように見受けられる。この認識の低さの原因となっているものには、これまでの外国証券の法的権利に関する間違っただけの理解が存在すると推測され、その誤解の例をいくつか挙げると次のようなものがある。

1. 現地のデポジタリー等に投資家名で個別の証券口座を開設し、その個別口座で保管すれば証券の権利はより安定する。

この誤解については、口座管理機関が多層構造化しており無券面化が進捗している現在では、“物”の特定が極めて困難であり基本的に準拠法が不明確であるというリスクは残る。これは、間違っただけの“証券所在地法”の理解がもたらしたものである。

2. 外国証券であっても、日本国内の金融機関同士で証券取引を行っているので、権利の移転、担保設定等すべて日本法が準拠法になる。

² ドイツにおいては、外国で保管されている証券の取引にあたり、投資家がいかなる権利を有するか等は外国法に拠らざるを得ないものの、国内法としてできる範囲での投資家権利保護の法的枠組みがある（例：ドイツ寄託法22条1項、ならびに有価証券取引特別約款12条3項など）。（森下 前掲論文183-184頁を参照。）



外国証券の券面（もし、証券が存在していれば）を日本国内に持ち込み、その券面を占有するのならば可能と思われるが、海外から証券を輸送するコストとリスクを考えれば非現実的といわざるを得ない。また、当然のことながら、券面が無券面化されていけば物理的に不可能であり、この場合は、外国法が準拠法になると考えるのが自然である。

こういった誤解がこれまで表面化してこなかった理由には、おそらく、これまで、大きな係争・事故がなかったこと、また、実務界においてもペーパーレス化による影響が国内市場に関する認識にとどまり、外国市場のそれまでにいたっていなかったことがあると考えられる。

間接保有証券制度は、膨大な証券決済を効率的に処理するために不可欠なものであり、国際間における間接保有証券制度を決めるハーグ条約制定において指摘されたリーガル・リスク、すなわち、株式や債券といった証券が個々の物理的な券面という形で存在していた時代には、それをクロス・ボーダー取引で譲渡・担保提供するという場合でもどこの国の法律に拠って要件を具備しなければならないのかという準拠法の問題について、証券所在地の法に従うという国際私法上の原則が、国際的に受け入れられていた（日本では、法令 10 条に拠る）が、世界各国で証券決済改革に伴い間接保有証券化が進められた結果、準拠法に関する証券所在地法主義の原則である、個々の物理的な券面というものが存在しなくなり、クロス・ボーダー取引での譲渡・担保提供において法的有効性や第三者対抗要件を具備するための準拠法が不明確であり法的安定性を欠くとしてクロス・ボーダーでの金融取引上の大きな問題点として指摘されていることは、わが国においても他人事ではない問題点である。実際、日本からの対外証券投資は、昨今の国内外金利差等を背景にますます活発に行われており、このほとんどが各国の間接保有証券制度の下で決済・記帳が行われているため、この影響を最も受ける国の一つである。しかし、このクロス・ボーダーで証券を保有した場合に、第三者に対して対抗要件を備えるための準拠法が不明確であるというリーガル・リスクに対して極めて鈍感な認識しか示さない現状、それ自体がわが国の市場関係者全体が抱える大きな問題であり、早急に議論と検証が開始されるべきポイントであると思われる。

（なお、本件は、既に explanatory note の案が出来ており、このままだと近日中に批准の審議に移行する。このハーグ条約をめぐる国際シンポジウム (<http://law.rikkyo.ac.jp/ribls/>) も開催される予定であり、あらためて、市場関係者に本件に関しての再検討をお願いしたいところである。）

（文中意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。）



【ピックアップ：中小企業金融】

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の策定について

(第4回：「検査部局等との連携」及び「行政指導等を行う際の留意点」)

アクセスFSAでは、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」(以下「監督指針」)の内容についてより多くの方に知っていただくため、4回にわたって詳細な解説を連載することとしております。最終回となる今回は、「銀行監督に係る事務処理上の留意点」のうち、「検査部局等との連携」及び「行政指導等を行う際の留意点」について解説します。

検査部局等との連携

監督部局と検査部局は、それぞれの独立性を尊重しつつ、適切な連携を図り、オフサイトとオンサイト双方のモニタリング手法を適切に組み合わせることにより、効率的で実効性の高い金融機関に対する監督を実現することが重要であると考えています。

このため、監督部局と検査部局は、

- ① 監督部局がオフサイトモニタリングを通じて把握した問題点については、検査においてその活用が図られるよう、検査部局に還元すること、
- ② 検査を通じて把握した問題点について、監督部局は、検査部局と連携して問題点の改善状況をフォローアップし、その是正につなげるよう努め、必要に応じて行政処分等厳正な監督上の措置を講じること

などの連携を図って参りました。

今後も以上のような連携を保っていくとともに、「検査・監督連携会議」等を通じて、十分な意思疎通を確保していくなど、それぞれの独立性を尊重しつつ、検査部局との連携強化に努めていくこととしました。

「検査・監督連携会議」とは、監督部局と検査部局の連携を強化するため、監督指針において新たに行うこととしたものです。検査・監督連携会議は、原則として新事務年度の開始に当たり、①監督部局は監督方針、金融機関の直近の決算等の概況や経営状況などについて説明を行い、②検査部局は新検査事務年度の「検査基本方針及び基本計画」について説明を行うなど、両部局の実務担当者間で意見交換等を行うものです。

また、監督指針では、預金保険機構との連携も重要であるとの考え方の下、預金保険機構が預金保険法に基づき実施する名寄せ検査や保険料検査を通じて把握した問題点のフォローアップを監督部局がどのように行うかについて、具体的に規定しました。

行政指導等を行う際の留意点

金融庁及び財務局は、行政指導等のあり方について、従前から行政手続法等に則って適正に行うよう努めてきたところですが、ルールに則った透明・公正な行政を一層推進するため、外部専門家の意見も取り入れて行政指導等を行う際の留意点等を内規として整備し、これを「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」に織り込むこととしました。なお、中小・地域金融機関以外の各業態に係る事務ガイドラインにも同様の規定等を置く改正を行っています。

行政指導等を行う際の主な留意点等は、以下のとおりです。

(1) 行政指導等を行う際の留意点

行政手続法に沿って、行政指導を行う際の留意点を明確化しました。例えば、「行政指導の内容



があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されているか（行政手続法第 32 条参照）」については、「相手方が行政指導に協力できないとの意思を明確に表明しているにもかかわらず、行政指導を継続していないか。」等を具体的な留意点としてあげています。

(2) 面談等を行う際の留意点

職員が、銀行の役職員等と面談等を行う際の実務的な心得や留意点を、例えば次のように明記しています。

- ・ 面談等に参加する職員は、常に綱紀及び品位を保持し、穏健冷静な態度で臨んでいるか。
- ・ 面談等の内容・結果について双方の認識が一致するよう、必要に応じ確認しているか。特に、面談等の内容・結果が守秘義務の対象となる場合には、そのことが当事者双方にとって明確となっているか。
- ・ 面談等の内容が上司の判断を仰ぐ必要のある場合において、状況に応じあらかじめ上司の判断を仰ぎ、又は事後にすみやかに報告しているか。また、同様の事案について複数の相手方と個別に面談等を行う場合には、行政の対応の統一性・透明性に配慮しているか。

(3) 報告体制の整備

面談等を通じて行政指導等を行うに際し、行政手続法に照らし、行政指導等の適切性について判断に迷った場合等の連絡・協議について明記しました。

透明・公正な行政は国民の皆様からも強く望まれているところであり、金融庁及び財務局としては、以上のような点に留意しつつ、今後とも、より一層透明・公正な行政への取組みを進めていきたいと考えています。

※ 「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」について、詳しくは金融庁ホームページの「報道資料など」から、[「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針について」\(平成 16 年 5 月 31 日\)](#) にアクセスしてください。

※ 金融審議会金融分科会第二部会報告（平成 15 年 3 月 27 日）については、金融庁ホームページの「審議会など」から「金融審議会」の「答申・報告書等」のうち、[「平成 15 年 3 月 27 日「リレーショナルシップバンキングの機能強化に向けて」\(金融審議会金融分科会第二部会報告\)」\(PDF\)](#) にアクセスして下さい。



【金融ここが聞きたい！】

※ このコーナーは、記者会見における質疑・応答（Q&A）などの中から、金融を巡る時々の旬な情報をセレクトしてお届けするものです。もっとたくさんご覧になりたい方は、是非、金融庁ホームページの「[記者会見概要](#)」のコーナーにアクセスしてください。

Q： 郵政民営化の移行期間中に、貯金と保険を完全に民有民営にすると（基本方針）に書いてあるのですが、これは持株会社から完全に 100%株式売却すると捉えてよいのでしょうか。

A： 基本的な考え方は、リスク遮断をするために民有民営を実現する必要がある。そのリスク遮断を我々がするためには、基本的には株を全株、政府が持たないようにするというのが基本であろうかと思えます。

ただし、リスク遮断についての考え方は、これは非常に柔軟に変わっておりますし、以前考えられなかったような事業会社が銀行を持つというような形態も国内でも生じております。したがって、そういう意味からの実態的な意味での概念というのは変わるわけでありましょうから、それについては世界の金融情勢等々についてしっかりとフォローアップして判断していくと、そのように基本方針に書いた通りであります。

Q： リスク遮断をして各会社に分かれた場合は、それを監督する法律というのは、それぞれ銀行法や保険業法であると捉えてよいのですか。

A： これからその法律の枠組みについてしっかりと詰めていくわけですが、基本的な考え方は、基本方針にまさに書いてある通り、民間と同じ法律的な枠組みの中で業務を行っていくわけですから、その中で位置付けていく必要があり、これは当然そういうことになると思えます。

したがって、銀行法の適用は受けなければいけないでしょうし、保険業法の適用は受けなければいけないでしょうし、証券取引法の適用も受けなければいけないでしょうし、独禁法の適用も受けなければいけないでしょう。そういう法律の枠組みをしっかりと守っていくという制度を作っていくということです。

(平成 16 年 9 月 14 日 (火) 竹中大臣記者会見抜粋)



【金融便利帳】

※ このコーナーは、とかく専門的でわかりにくい金融に関する用語や様々な疑問について、わかりやすく解説するものです。

今月のキーワードは「**金融検査**」です。

- 金融庁は、我が国の金融の機能の安定を確保し、預金者、保険契約者、(有価証券の)投資者等の保護を図るとともに、金融の円滑を図ることを任務としています。そのため(の手段の一つとして、)銀行法等に基づき、金融機関に対する検査を実施しています。金融検査は、「人間ドック」で健康状態のチェックを行うのと同じように、金融機関の財務の健全性や業務の適切性をチェックするものです。以下、銀行に対する金融検査についてどのような種類があるかを中心に説明します。
- 通常、検査では、金融庁や財務局の検査官が銀行の本店や支店などに立ち入り、帳簿書類等を調べ、銀行の職員に対し質問することを通じて、大きく2つに大別される項目を確認しています。まず一つは、銀行がルールを守っているか、また、そのルールを守るための態勢(法令等遵守態勢)を整備されているかについて確認をします。もう一つは、銀行が有する様々なリスクを、適切に管理するための態勢(リスク管理態勢)が整備されているかについて検証するものです。これらの検査における基本的な考え方や具体的着眼点等を整理したものが「金融検査マニュアル」です。

(注) 銀行が有する様々なリスクの例としては、銀行などの貸出先の財務状況の悪化により、金融機関が損失をこうむるリスク(信用リスク)があります。銀行は信用リスクの管理のため・適正な償却・引当を行う準備作業として自己査定を行っています。自己査定とは、財務状況、資金繰り、収益力等により債務者の返済能力を判定し、正常先、要注意先等に区分(債務者区分)し、その債務者区分に対応する回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに応じて資産を4段階に分類(分類区分)することです。信用リスクに関する検査では、これら自己査定の正確性、償却・引当の基準やその額の適切性を検証しています。

リスク管理態勢の検査の中では、銀行の特性や経営状況等に応じて、一部のリスクに着目した検査を実施する場合があります。例えば銀行が合併や経営統合する際に電算システムを統合することがありますが、システムが正常に稼動するよう統合作業ができているかを確認する**システム統合リスクターゲット検査**などがあります。

- これらのほかに、平成14年10月に公表されました「金融再生プログラム」では主要行の資産査定厳格化を徹底させるため、**特別検査**を再実施することとされました。**通常検査**はある対象決算期の自己査定等の正確性を事後的に検証するのに対し、**特別検査**では決算準備中の主要行が実施する自己査定期間内に立入りをを行い、当局、金融機関及び外部監査人の三者協議により、直近の企業業績や市場の評価等を適時に反映した債務者区分を行い、適時に決算に反映させるために実施するものです。

(詳しくは、金融庁ホームページの「金融早わかりQ&A」から[「銀行など預金取扱金融機関に関する質問」Q16](#)にアクセスしてください)



- ▶ 平成 16 年 3 月期を対象とする特別検査において、一部の主要行について、信用リスク管理態勢が不十分と認められたため、信用リスク管理態勢のうち特に大口の貸出（大口与信）の管理態勢の検証に重点をおいた**大口与信管理態勢検査**を導入しました。銀行にとって、大口の貸出先は、大きな収益を生むのと同時に、貸出先である大口先の経営如何では、銀行経営に大きな影響があることを鑑みれば、銀行には適切な大口与信管理態勢が求められます。このため、この検査においては、銀行による大口与信先の実態把握の状況、再建計画の策定・見直しへの銀行の関与の状況等に着眼して、大口与信管理態勢の観点から適切な対応が行われているか否かの検証を行います。なお、この検査は、特定の大口債務者そのものの処理や再建の在り方を直接方向づけるといった性格ではありません。
 - ▶ また、組織体制の整備の面からは、主要行を中心とする近年の金融機関のグループ化の流れを受け、主要行グループを一体的に捉えた専門性の高い検査を継続的かつ専断的に実施するため、「通年・専断検査体制」制度を平成 14 年 7 月から導入しています。「通年・専断検査体制」とは、金融庁検査局内の主要行検査部門を 5 つの主要行グループ別に編成し、各部門が専断的に、1 年を通じて同一グループ内の金融機関を順次検査を行う仕組みです。
 - ▶ 当庁では検査が効率的かつ実効性の高いものとなるよう努めております。その中で一般の方から寄せられる情報は、特に利用者保護、利用者利便の向上の観点から検証する際に実際に金融機関を利用される方の生の声として有益な情報となります。当庁では、ホームページに「[検査情報受付窓口](#)」を設置し、広く一般から検査中の金融機関に関する情報を Eメール、ファックス及び郵送で受け付けております。効率的かつ実効性の高い検査の実現のため、是非情報をお寄せください。
- ※ 平成 15 事務年度（平成 15 年 7 月～平成 16 年 6 月）の検査実施状況について、詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表など」から「[「金融庁の 1 年（平成 15 事務年度版）」（平成 16 年 9 月 16 日）](#)」にアクセスしてください。



【お知らせ】

○ 「金融監督庁からの緊急通達」、「特別助成金管理組合からの緊急通達」と題するダイレクトメールについて

8月中旬、「金融監督庁からの緊急通達」というダイレクトメールが送られてきているとの問い合わせがあり、「クリエイティブサポート（株）」という業者から送られていることが判明しました。また、9月中旬には「非営利活動法人 助成金管理組合」と名のる業者が「特別助成金管理組合からの緊急通達」と題するダイレクトメールを発送していることが判明しました。このため、下記のような注意喚起文を当庁ホームページに掲載するとともに、プレスリリースを行いました。

① 「金融監督庁からの緊急通達」に対する注意喚起文書

「クリエイティブサポート（株）」という業者が「金融監督庁からの緊急通達」と題するダイレクトメールを発送しているようですが、現在金融監督庁は存在せず、また、クリエイティブサポート（株）の言及するような緊急通達を発出した事実はありません。

上記ダイレクトメールでは、クリエイティブサポート（株）が「政府認定金融機関」を名乗り、低金利での借り換えの勧誘を行っているようです。

クリエイティブサポート（株）については貸金業登録はなく、当庁が所管する社・団体ではありませんので、このようなダイレクトメールが届きましたら、借入れはなさらぬようくれぐれもご注意ください。

なお、この業者に関する情報は捜査当局に提供しています。

② 「特別助成金管理組合からの緊急通達」に対する注意喚起文書

「非営利活動法人 助成金管理組合」と名のる業者が「特別助成金管理組合からの緊急通達」と題するダイレクトメールを発送しております。

その中で「金融庁では、政府認定機関、当組合（特別助成金管理組合）への低金利の切替が強く推奨されています。」「現在、金融庁では個人の破産や不良債権の増加を未然に防ぐために個人信用情報機関（CIC）データを基に当組合がこのダイレクトメールを配送しています。」との記載がありますが、そのような事実はありません。

「非営利活動法人 助成金管理組合」については貸金業登録はなく、当庁が所管する社・団体ではありません。

また、上記ダイレクトメールでは、低金利での借り換えの勧誘を行ったり、保証金の振り込みを促しているようですが、借入れや保証金の振り込みを行わないようくれぐれもご注意ください。

なお、この業者に関する情報は捜査当局に提供しています。

上記のように、实在若しくは類似の会社名等（団体名・行政機関名等）を装ったり、無登録でありながら架空の登録番号や別の貸金業者の登録番号を詐称する違法な業者が、貸付けに関する広告勧誘や違法な債権回収等を行っている場合があります。こうした業者や登録の確認できない業者からの借入れ等はなさらぬようくれぐれもご注意ください。



※ 金融庁ホームページにおいて、全国の財務局・都道府県（京都府を除く）に登録されている貸金業者の登録内容を検索することができます。

URLは次のとおりです。

登録貸金業者情報検索サービス <http://clearing.fsa.go.jp/kashikin/index.php>

携帯電話用

- ・ iモード <http://clearing.fsa.go.jp/kashikin/i/>
- ・ Vodafone <http://clearing.fsa.go.jp/kashikin/v/>
- ・ EZweb <http://clearing.fsa.go.jp/kashikin/ez/>

また、財務局登録番号を詐称しているような悪質な無登録業者に関する情報について、詳しくは、金融庁ホームページの「違法な金融業者に関するご注意」から [「違法な金融業者に関する情報について」](#) (PDF) にアクセスしてください。

○ 大臣・副大臣への質問募集中

本号では休載させていただきましたが、アクセスFSAでは、読者の皆様から寄せられた金融を巡る大臣や副大臣へのご質問に、大臣・副大臣が直接お答えする【大臣に質問!】、【副大臣に質問!】のコーナーを設けております。「金融庁のやっている金融行政って、よくわからないんだけど、大臣・副大臣にこんなことを、是非、直接聞いてみたい!」というご質問がございましたら、金融庁ホームページの「[ご意見箱](#)」にお寄せください。その際、ご意見箱の件名の欄には、必ず「大臣に質問」あるいは「副大臣に質問」とご記入ください。また、本文の欄にご質問の内容をご記入下さい。ご意見箱のコーナーには、「45行以内」とありますが、「大臣に質問」、「副大臣に質問」の場合には、ご質問の趣旨を明確にさせていただくために、恐縮ですが100字以内に収めていただきますようお願いいたします。お寄せいただきましたご質問の中から1問選定させていただきます。「アクセスFSA」において大臣又は副大臣の回答を掲載させていただきます。大臣・副大臣へのご質問がございました方は、[「ご意見箱」](#)へどうぞ。また、[「大臣・副大臣への質問募集中」](#)にもアクセスしてみてください。

○ 新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

金融庁ホームページでは、[新着情報メール配信サービス](#)を行っております。皆様のメールアドレス等を予めご登録いただきますと、毎月発行される「アクセスFSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内いたします。ご登録をご希望の方は、[「新着情報メール配信サービス」](#)へどうぞ。



【8月の主な報道発表等】

- 2日(月) [アクセス](#) ・ 保険の基本問題に関するワーキング・グループのメンバー変更
- 3日(火) [アクセス](#) ・ 金融審議会金融分科会特別部会の開催
- 4日(水) [アクセス](#) ・ 預金口座の不正利用に係る情報提供件数等の公表
- 6日(金) [アクセス](#) ・ 事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）の一部改正
[アクセス](#) ・ 株式会社愛媛銀行に対する行政処分
[アクセス](#) ・ 金融機能強化審査会の委員の任命について
- 10日(火) [アクセス](#) ・ 変額年金保険等の最低保証リスクに係る責任準備金の積立等に関する内閣府令等(案)の概要 (パブリック・コメント)
[アクセス](#) ・ 金融税制スタディグループ議論経過メモの公表
- 13日(金) [アクセス](#) ・ 三井アセット信託銀行株式会社、三菱信託銀行株式会社及びりそな信託銀行株式会社に対する投資一任契約に係る業務の認可
[アクセス](#) ・ 株式会社西日本銀行及び株式会社長崎銀行に対する行政処分
- 17日(火) [アクセス](#) ・ 「金融監督庁からの緊急通達」と題するダイレクトメールに関する注意喚起
- 20日(金) [アクセス](#) ・ 日動火災海上保険株式会社に対する行政処分
- 25日(水) ・ 子ども霞が関見学デー（1日目）
- 26日(木) [アクセス](#) ・ 平成17年度 税制改正要望
[アクセス](#) ・ 平成17年度 機構・定員及び予算要求
[アクセス](#) ・ 公認会計士・監査法人に対する懲戒処分等の考え方（案）の公表 (パブリック・コメント)
・ 子ども霞が関見学デー（2日目）
- 27日(金) [アクセス](#) ・ 株式会社ほくぎんフィナンシャルグループの株式会社北海道銀行の子会社化の認可
[アクセス](#) ・ 株式会社もみじホールディングスの経営健全化計画の見直し
- 31日(火) [アクセス](#) ・ 初等中等教育段階における金融経済教育に関するアンケート結果の公表
[アクセス](#) ・ 株式会社整理回収機構に対する行政処分
[アクセス](#) ・ 株式会社熊本ファミリー銀行及び株式会社九州親和ホールディングスの経営健全化計画の見直し

※ [アクセス](#) マークのある項目につきましては、[アクセス](#) から公表された内容にアクセスできます。

